

平成 25 年 12 月 13 日

指定管理者の指定について（練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター）

1 内容

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターの指定管理者をつぎのとおり指定する。

2 指定管理者

(1) 団体の名称

社会福祉法人 練馬区社会福祉協議会

(2) 所在地

東京都練馬区豊玉北六丁目 12 番 1 号

(3) 代表者

会長 上野 定雄

3 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで（5 年間）

4 選定の経過

平成25年 4 月 11日 第 1 回指定管理者選定小委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間、企画提案書作成要項の審議）

4 月 22日 第 2 回指定管理者選定小委員会

（施設実地調査の実施、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価）

5 月 17日 平成25年度第 1 回指定管理者選定委員会

（業務の範囲、利用料金制の採否、応募資格、評価項目・評価基準、指定の期間の審議結果の報告、モニタリングチェックシートに基づく最終総合評価、現在の指定管理者を

	次期の指定管理者の選定対象団体として特定)
7月11日	企画提案書作成要項配付・説明（団体を特定して実施）
7月29日	企画提案書受付（経営状況に関する部分）
7月31日	経営診断委託
8月8日	企画提案書受付（事業計画に関する部分）
8月26日	第3回指定管理者選定小委員会 （プレゼンテーションおよびヒアリングの実施、申請団体の評価、採点）
11月13日	平成25年度第2回指定管理者選定委員会 （申請団体の審査、指定管理者候補の決定）

5 選定の理由

選定に当たっては、申請団体の企画提案書、プレゼンテーションの内容、施設実地調査、経営診断その他提出書類を評価した結果、利用者の立場に立ったサービスを提供し、相談支援事業の一層の充実および地域に根ざした施設運営が果たされる等の理由により、社会福祉法人練馬区社会福祉協議会が練馬区立豊玉障害者地域生活支援センターを運営するにふさわしいと判断した。評価項目ごとの評価内容はつぎのとおりである。（審査結果は、別表のとおり）

なお、指定管理者選定委員会および指定管理者選定小委員会では、有識者委員を加えて評価を行った。

(1) 団体の安定性・継続性

借入金がないため、借入金の返済能力に問題がない。

資金力、経営の安全性など各項目について優れており、安全な経営を行っている。

(2) 団体運営の透明性・公正性

個人情報保護および情報公開に関する規程のほか、情報セキュリティポリシーやセキュリティ対策基準等の必要な規程が整備されている。それらに基づき、法人主催の職員研修の実施や所内での職員会議等により積極的に意識啓発を行い、業務における個人情報等の取扱いを日常的に確認している。

(3) 団体運営における法令等の遵守状況

給与規程および就業規則を整備しており、それに基づく運用が行われている。
また、役員等の構成は適正であり、理事会等は定期的開催されている。

(4) 運営実績

当施設以外にも区内1か所の地域生活支援センター、2か所の福祉作業所の指定管理を受託し、各施設の利用者アンケート等の評価は良好である。

また、練馬障害福祉人材育成・研修センター事業を受託しているほか、ボランティア・地域福祉推進センター、権利擁護センター等を運営し、障害以外の福祉分野においても十分な実績がある。

(5) 効率的運営・効率化への取組

法人各部署が持つノウハウの活用やボランティア・地域住民の協力を得ることで、限られた職員でも効果的な事業運営に取り組んでいるほか、同法人が指定管理者として運営する石神井障害者地域生活支援センターと共同で事業を実施する等、効率性を考慮している。

また、物品の一括購入によるコスト削減等の工夫を心掛けている。

(6) 受託への熱意・意欲

障害者だけでなくその家族に対しても、法人他部署と連携を図り、勉強会等の定期的な実施や必要な情報提供を行う等、障害者の豊かな地域生活に向け、積極的に支援を展開していく意欲が高い。

10年間の運営実績を通して、地域における施設の存在意義が高まり、障害理解が進んでいる。

また、その中で地域の障害福祉事業所の出店紹介等の交流が生まれ、商店会の清掃委託や商品受注等、その後のつながりに発展しており、今後もこれまで以上に地域と連携を図っていく意欲が高い。

(7) 施設管理の安全性への配慮

職員による日常的な安全点検を行うほか、「緊急時対応マニュアル」の整備や緊急時の対応に備えた連絡体制を整えている。

利用者懇談会において、職員と利用者が一緒に避難経路の確認や緊急時の対応について話し合う機会を定期的に設け、防災に関する個人の意識を高めている。

(8) 施設管理運営体制

当該施設における区の計画・方針を理解し、災害時における協力や連携体制に積極的に取り組んでいる。また、環境に配慮した施設管理や併設施設および地域と連携した運営を行っている。

(9) 利用者への対応（接遇を含む。）

苦情解決第三者委員による利用者相談会を催しているほか、利用者・家族が気軽に要望が言える環境づくりに努めており、利用者の意向や希望等を取り入れ、サービスの向上を図っている。

また、人権や権利擁護に関する研修に参加しているほか、職員ごとに実践内容の自己評価を定期的に行う等、人権を意識した支援に当たっている。

(10) 職員の育成

研修計画に基づき、経験年数に応じた研修を受講している。また、成人の発達障害や高次脳機能障害、難病患者への新たな支援に向けた研修の受講を推進する等、職員の専門性および質の向上に努めている。

(11) 団体の理念・姿勢

「一人の不幸も見逃さない～つながりのある地域をつくる～」を基本理念に掲げ、区と連携しながら、地域福祉の推進に取り組む姿勢を打ち出しており、地域のイベントや自治会活動等に地域の一員として積極的に参加し、地域の理解と支援を得ることにより障害者が住みやすい街づくりの取組を進めている。

(12) 区民雇用の促進・区内事業者の活用

職員の4割が区民であり、職員の採用に当たっては、災害時対応も考慮し、地域に精通した区民の雇用を推進していく提案がある。

また、物品等の購入については、区内事業者の活用に努めている。

(13) 区内事業者か否か

区内事業者である。

(14) 事業等の提案

他の障害者地域生活支援センター、総合福祉事務所、保健相談所等と日常的に情報共有等を図ることにより連携を強化し、多様な障害特性のニーズに応じられるよう相談支援の質を高めるとともに、地域の相談支援事業所等に対して必要な情報提供や助言等の支援を行い、相談支援における中核的な役割を果たす提案が

ある。

日常生活力、社会生活力を高めるプログラム等の参加を通じて、一般就労等へつながる効果が見られるようになった実績を踏まえ、レインボーワーク等関係機関との連携を強化し、利用者が必要とするスキルの向上やニーズに対応したプログラムの提供を行っていく提案がある。

不登校や引きこもり等の課題を抱える若年世代への支援の強化として、若者サポートステーション等の支援機関と啓発講演会や就労支援、地域交流等の事業連携に取り組み、早期に必要な支援につなげるためのネットワークの構築を目指す提案がある。

6 問い合わせ先

健康福祉事業本部福祉部障害者施策推進課事業計画担当係

電 話 03-5984-4602

FAX 03-5984-1215

指定管理者（社会福祉法人練馬区社会福祉協議会）の審査結果
（練馬区立豊玉障害者地域生活支援センター）

評価項目・評価基準	配点	得点
1 団体の安定性・継続性 (1) 補助金、委託費のみに頼らない自主的運営努力の有無 (2) 事業効率の状況 (3) 資金力の有無 (4) 借入金の返済能力の有無 (5) 経営の安全性	5点	4点
2 団体運営の透明性・公正性 (1) 個人情報保護制度の有無、または、制度化する意思の有無 (2) 情報公開制度の有無、または、制度化する意思の有無	5点	3点
3 団体運営における法令等の遵守状況 (1) 法令等の遵守状況（労働関係法令の遵守を含む。） (2) 理事会・役員会などの構成の適正性 (3) 理事会・役員会などの定期的開催	5点	3点
4 運営実績 (1) 同種の施設を運営するに足りる実績の有無 (2) 既に運営している施設の状況 (3) 過去のトラブルへの対応状況	10点	8点
5 効率的運営・効率化への取組 (1) 人員配置の適正性 (2) 多様な雇用形態の職員を配置する工夫の状況 (3) 再委託の範囲の適正性 (4) 事業計画と収支計画の適正性 (5) 経営努力に関する提案内容	10点	8点
6 受託への熱意・意欲 (1) 施設設置目的との整合性 (2) 具体的で独創的な提案の有無	5点	5点
7 施設管理の安全性への配慮 (1) 日常的な点検体制の有無・程度 (2) 危機管理体制の有無・程度 (3) 管理上の不具合や小さな問題の区への報告に関する姿勢	10点	8点
8 施設管理運営体制 (1) 現在のサービス水準の維持 (2) 施設に関する区の計画・方針に対する理解 (3) 練馬区環境方針、災害時の対応等、区の方針・事業に対する協力 (4) 併設施設との連携	10点	8点
9 利用者への対応（接遇を含む。） (1) 苦情解決体制の有無、または、設置の意思の有無 (2) 利用者への公平公正な対応 (3) 利用者等の人権に対する姿勢 (4) 職員の接遇に関する取組	10点	8点
10 職員の育成 (1) 職員に対する研修体制	5点	4点
11 団体の理念・姿勢 (1) 団体の基本理念・経営理念の明文化とその内容 (2) 団体の基本理念・経営理念の職員・利用者への周知	5点	4点
12 区民雇用の促進・区内事業者の活用 (1) 区民雇用の促進（非常勤・臨時職員を含む。） (2) 再委託における区内事業者の活用・物品の区内業者からの調達	5点	3点
13 区内事業者か否か (1) 区内事業者である、または構成員に区内事業者が含まれる。	5点	5点
14 事業等の提案 (1) 多様な障害特性に応じた質の高い相談支援に向けた提案 (2) 障害者の自立した日常生活・社会生活を営むための提案 (3) 障害者の自主的活動・地域活動支援に対する提案 (4) 地域、関係機関、社会資源との連携についての提案 (5) 地域住民への啓発活動やボランティアの育成に対する提案	10点	8点
合 計	100点	79点